

平成25年第1回臨時会

予算特別委員会農林水産分科会
付託議案関係資料

平成25年9月5日

農 林 水 産 部

目 次

1	大雨等被害の復旧・再開支援の概要 [農林水産部]	1
2	農業・漁業経営フォローアップ資金預託金貸付事業 [農業経済課]	3
3	(新) 農業経営等復旧・再開支援対策事業 [水田総合利用課]	5
4	漁港災害関連事業 [水産漁港課]	7

1 大雨等被害の復旧・再開支援の概要

農林水産部

予算総額 : 168百万円 (1, 2, 6の合計)

■予算額 139百万円

■債務負担行為限度額 29百万円

1 復旧・再開支援

農業経営等復旧・再開支援対策事業 (新規)

① 農業経営等復旧支援

- 事業内容 : 農地や施設等の復旧、薬剤散布等に対する助成
- 補助率 : 1/3以内

② 農業経営等再開支援

- 事業内容 : 次期の再生産に向けた種苗や生産資材等の購入に対する助成
- 補助率 : 1/3以内 (水稲・大豆の種子購入)
2/3以内 (野菜・花きの種苗・資材等の購入)

2 低利資金の融通

農業・漁業経営フォローアップ資金 (拡充)

- 資金使途 : 災害に起因する農業・漁業経営の維持に必要な経費
- 貸付利率 : 0.50%
- 償還期間 : 10年以内 (うち据置期間3年以内)

3 農業共済

農作物共済等
(水稲・大豆等)

4 営農対策

- 病虫害防除や施設消毒の徹底
- 排水対策の徹底
- 追肥や被害葉の除去等による樹勢回復等

5 災害復旧

- 〈国事業〉
- 農地・農業用水施設等の災害復旧
- 林道・山腹崩壊の災害復旧
- 〈県単独事業〉
- 農地小災害支援事業
- 県単治山事業

6 漁港対策

漁港災害関連事業 (新規)

- 事業内容 : 海岸に漂着した大量の流木及びゴミ等の処理
- 対象 : 岩館・八森漁港海岸

[参考]

大雨等による農林水産関係の被害状況等について

平成25年7月からの大雨等により、県内各地においてほ場の冠水・浸水や水田畦畔の法面崩壊、林地の山腹崩壊等の被害が発生した。

1 被害状況（9月3日現在）

(1) 被害額 9,531,687千円（推定値）

(2) 被害内容

ア 農作物等

- ・ 被害額 664,869千円
- ・ 被害状況 ほ場の冠水、浸水等 2,082ha
比内地鶏の溺死 4,783羽

イ 栽培施設

- ・ 被害額 8,058千円
- ・ 被害状況 パイプハウス等の損壊 21棟
ミニライスセンターの浸水 1基

ウ 農地・水路等施設

- ・ 被害額 5,125,739千円
- ・ 被害状況 水田畦畔の法面崩壊等 2,412箇所
農道の法面崩壊等 148路線162箇所

エ 水産物

- ・ 被害額 4,550千円
- ・ 被害状況 養殖魚の流出 3箇所

オ 水産施設

- ・ 被害額 53,441千円
- ・ 被害状況 漁港等への漂流物堆積 2箇所
養殖施設の損壊 4箇所

カ 林地・林道施設

- ・ 被害額 3,675,030千円
- ・ 被害状況 林地の山腹崩壊等 139箇所
林道の路肩決壊等 197路線445箇所

2 災害復旧に向けた対応

(1) 農作物・栽培施設等

- ・ 冠水・浸水等のほ場・畜産施設の排水や、漂流物等の除去、病虫害防除・消毒など、緊急に必要な対策を指導。
- ・ 農業共済による迅速かつ適切な損害評価の実施と早期支払いについて指導。
- ・ 県独自の災害復旧や経営再開に向けた支援対策を速やかに実施。

(2) 農地・水路等施設

- ・ 災害査定が10月に予定されており、事業費が確定次第、順次復旧工事に着手。
- ・ 緊急を要する箇所については、応急工事に係る国の承諾を受け、8月19日から工事設計を進め一部工事に着手済。

(3) 林地・林道施設

- ・ 林地被害は、国庫補助事業や県単事業を活用し、優先度の高い箇所から順次復旧工事に着手。
- ・ 林道は、災害査定が10月から予定されており、事業費が確定次第、順次復旧工事に着手。

2 農業・漁業経営フォローアップ資金預託金貸付事業（拡充）

農業経済課

平成25年7月からの大雨等により被害を受けた農業者・漁業者の経営再建及び生産施設等の復旧を支援するため、農業・漁業経営フォローアップ資金の特例措置として、被災農業者等を対象に融資枠を設けるとともに、融資機関に対し利子補給を行い被災農業者等の償還負担を軽減する。

1 事業内容

- (1) 融資対象者 市町村長が被害認定した農業者又は漁業者（農業法人、集落営農組織を含む）
- (2) 融資限度額 原則500万円（特別な事由がある場合は被害額を限度とする）
- (3) 資金使途 災害に起因する農業・漁業経営の維持に必要な経費（既往負債の借換・償還に係るものを除く）
- (4) 貸付利率 0.50%

貸付利率 (通常)	利子補給率	負担区分		
		県(1/2)	市町村(1/4)	融資機関(1/4)
1.65%	1.15%	0.575%	0.2875%	0.2875%

- (5) 償還期間 10年以内（うち据置期間3年以内）
- (6) 融資枠 1億5千万円（うち預託額：5千万円）
- (7) 融資方式 県と融資機関との協調融資（3倍協調融資）
- (8) 債務保証への損失補償

秋田県農業信用基金協会又は秋田県漁業信用基金協会が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合、県がその損失の一部を補償

2 事業主体

融資機関（農協、漁協、銀行、信用金庫、信用組合）

3 予算額

50,168千円	$\left(\begin{array}{l} \text{諸収入} \quad 50,000 \text{千円} \\ \text{一般財源} \quad 168 \text{千円} \end{array} \right)$
$\left(\begin{array}{l} \text{預託金（平成25年度預託分）} \quad 50,000 \text{千円} \\ \text{利子補給金（平成25年度分）} \quad 168 \text{千円} \end{array} \right)$	

4 債務負担行為限度額

- (1) 利子補給金 5,384千円(平成26～35年度分)
- (2) 損失補償 1,500千円(平成25～36年度分)

5 事業年度

- (1) 貸付実行期間 平成25年10月1日～平成26年3月31日
- (2) 利子補給期間 平成25年度～平成35年度

[参 考] 農業・漁業経営フォローアップ資金

- (1) 貸付対象者 (農業) 認定農業者及び経営開始後5年以内の認定就農者
(漁業) 主業漁業者及び経営開始後5年以内の漁業者
- (2) 貸付限度額 個人：500万円、法人：2,500万円
- (3) 資金使途 当年又は翌年の経営に必要な運転資金(既往負債の借換・償還に係るものを除く)
- (4) 貸付利率 1.65%
- (5) 償還期間 10年以内(据置期間3年以内)
- (6) 融資枠 平成25年度分：3億6千万円(うち預託額：1億2千万円)
- (7) 融資方式 県と金融機関との協調融資(3倍協調融資)
- (8) 債務保証への損失補償

秋田県農業信用基金協会又は秋田県漁業信用基金協会が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合、県がその損失の一部を補償(農信基等の負担分(30%)の2/3)

3 農業経営等復旧・再開支援対策事業（新規）

水田総合利用課

平成25年7月からの大雨等により被害を受けた農地や生産施設等の復旧、被災農業者等の再生産に向けた取組に対して助成し、農業経営等の再建を支援する。

1 事業内容

(1) 農業経営等復旧支援対策事業

被災農業者等における農地や施設など経営基盤の速やかな復旧を支援する。

ア 事業内容

農地（災害復旧事業の対象を除く）や施設等の復旧、薬剤散布等に対する助成

イ 助成対象

漂着・堆積物の除去経費、施設等の復旧費、農畜産物の病虫害防除・消毒経費

ウ 補助率

1／3以内

(2) 農業経営等再開支援対策事業

被災農業者等における再生産に向けた取組を支援する。

ア 事業内容

次期の再生産に向けた種苗・素雛・稚魚等、生産資材の購入に対する助成

イ 助成対象

種苗・素雛・稚魚等の購入費、資材購入費

ウ 補助率

1／3以内（水稻・大豆の種子購入）

2／3以内（野菜・花きの種苗等の購入、資材購入）

2 事業主体

市町村等

3 予算額

38,892千円（一般財源）

(1) 30,098千円	〔負担金補助及び交付金	30,098千円〕
(2) 8,794千円		

4 債務負担行為限度額

22,260千円（平成26年度分）

(2) 22,260千円（水稻・大豆の種子購入費、野菜・花きの種苗等購入費）

5 事業年度

平成25～26年度

[参 考]

1 助成対象者

ア 平成25年7月からの大雨等により、被害を受けたことを市町村長が認定した農業者（販売農家）等。

イ 農業経営等再開支援対策事業にあっては、作物別に、被害を受けたほ場等における減収率が2割以上の農業者等（水稻・大豆にあっては被害面積が1ha以上の農業者等）。

2 被害認定

早急な復旧が必要であることから、被害認定以前に復旧した場合であっても、大雨等被害への対応であることを市町村長等が認定した場合は、助成対象とする。

3 協調助成

県は市町村に対し、農業者等の負担の一層の軽減を図るため、県と協調して助成を行うよう要請する。

4 漁港災害関連事業

(災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業)

水産漁港課

平成25年7月からの大雨により米代川流域で河川氾濫や土砂崩れが発生し、大量の流木等が岩館及び八森漁港海岸に漂着したため、早急に処理する。

1 事業内容

(1) 対象地区

岩館及び八森漁港海岸

(2) 漂着物の処理

流木及びゴミ等の集積、運搬及び埋立等

(延長：2,200m 幅：2.0～15.0m 漂着量：約3,300m³)

(3) 負担割合

国1/2、県1/2

2 事業主体

県

3 予算額

50,000千円

国庫補助金	25,000千円
県債	22,500千円
一般財源	2,500千円

(工事請負費 50,000千円)

4 事業年度

平成25年度